

**NHK受信料制度等検討委員会**  
**諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」答申(案)概要**  
**に関するご意見の募集について**

NHKは、メディア環境・社会経済状況が激しく変化するなかで、いつでもどこでも視聴者の皆様の役に立ち信頼される「情報の社会的基盤」としての役割を果たすことがますます重要になっていると考えています。今後も「情報の社会的基盤」として、放送に加えインターネットも利用してNHKの放送番組を届ける方針で、平成32年(2020年)東京オリンピック・パラリンピックに向けて平成31年(2019年)には常時同時配信\*を本格的に開始することを想定しています。

\*常時同時配信とは「NHKが放送するテレビ番組を、原則としてそのまますべてを、放送と同時にインターネットを通じて配信すること」を指す。

常時同時配信の実現においては、テレビのみで視聴している世帯の支払う受信料の価値を毀損しないような公平な負担のあり方を考えることが必要であることから、NHK会長の諮問機関として設置した「NHK受信料制度等検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)に、本年2月、諮問第1号として「常時同時配信の負担のあり方」について諮問しました。

検討委員会では議論を重ね、この度、「答申(案)概要」をとりまとめたので、これに関して広く視聴者の皆様からご意見をいただきたいとの意向がありました。このため、次のとおり意見募集(パブリックコメント)を行います。

視聴者の皆様からいただいたご意見は、今後、検討委員会が答申をまとめる際の参考にさせていただきます。

**諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」**

NHKは、メディアや社会環境等が変化するなかで、引き続き「情報の社会的基盤」の役割を果たすべく、インターネット常時同時配信の可能性の検討を進めている。

この検討にあたり、受信料負担の公平性、財源の確保、財源の独立性、および現行受信料制度との接合性等の観点から、常時同時配信における費用負担のあり方について、見解を求める。

**【ご意見募集について】**

1)ご意見募集の対象

諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」答申(案)概要(要旨・本文・参考資料)

2)募集期間

平成29年6月28日(水)10時～7月11日(火)24時(郵送の場合は、当日消印有効)

3)募集方法

- 郵送 〒150-8001 NHK受信料制度等検討委員会 諮問第1号意見募集係 あて
- インターネット

※NHKオンラインに専用メールフォームを開設 <http://www.nhk.or.jp/pr/>

## NHK「受信料制度等検討委員会」第1号諮問「答申（案）概要」について

委員会概要	<p>平成29年2月に設置された会長の常設諮問機関。 放送と通信の融合時代に即した受信料制度やその運用のあり方等について検討。 座長：安藤英義（専修大学大学院商学研究科教授）</p>
	<p>〔当面の諮問事項〕</p> <p>第1号 「常時同時配信の負担のあり方について」 第2号 「公平負担徹底のあり方について」 第3号 「受信料体系のあり方について」</p> <p>諮問第1号について、6/28～7/11パブコメ、7月末に答申予定。</p>
答申（案）概要のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ NHKが、放送だけでなくインターネットによる常時同時配信を通じて「信頼の窓」、「情報の社会的基盤」としての役割の向上を目指すことは、必要であり妥当。</li> <li>○ 既に放送受信契約を結んでいる世帯に対しては追加負担を求めないことが妥当。</li> <li>○ 上記以外の世帯の費用負担の性質としては、インフラ環境の整備や国民的な合意形成の環境が整うことを前提に、受信料型を目指すことに一定の合理性あり。</li> <li>○ 受信料型は、制度検討等に時間がかかると予想され、当面の暫定措置を検討する必要あり。暫定措置としては有料対価型のほか、一定の期間は費用負担を求めない運用も考えられる。</li> <li>○ 受信料型の場合、PC・スマートフォン等を所持・設置したうえで、常時同時配信を利用するために何らかのアクションもしくは手続きをとり視聴可能な環境をつくった者を費用負担者とすることが適当。（PC等を所持・設置しただけでは費用負担は求めない）</li> <li>○ 常時同時配信においても地域放送を配信することが求められ、その際、地域における二元体制の観点から、民放への配慮も十分考慮することが望ましい。</li> </ul>